仕様書

１．委託業務名
令和８年度（２０２６年度）熊本市避難場所標識設置設計業務委託

２．目的
本業務は、前年度までに実施した避難場所標識に関する調査成果及び委託者が貸与する資料を基に、避難場所標識の新設及び既設標識の撤去に必要な設計を行い、これらの工事の発注に必要となる設計図書を作成することを目的とする。

３．履行場所
熊本市内一円

４．履行期間
契約締結日から令和９年（２０２７年）３月１７日まで

５．業務内容
本業務は、委託者が貸与する前年度までに実施した避難場所標識に関する調査成果を基に、次の設計業務を行うものとする。

（１）作業計画
貸与資料を収集・整理し、業務の実施方針、実施体制、工程、設計条件その他必要な事項を記載した業務計画書を作成する。

（２）現地確認
別添の設計対象箇所のうち、受託者が設計上必要と判断する箇所について、設計条件を確認するための現地確認を行う。現地確認では、前年度までの調査成果と現況との整合、標識の設置位置及び向き、既設構造物等との干渉、支柱及び基礎の設置条件並びに撤去対象標識の状況等を確認し、写真により記録する。現地確認の対象は、30 箇所程度とする。
なお、本業務には、新たな設置候補地の抽出、比較検討及び設置場所の選定は含まない。

（３）標識レイアウト作成
委託者が指定する表示内容及びデザインに基づき、対象標識ごとのレイアウトを作成する。レイアウトの作成に当たっては、JIS Z 9098「災害種別避難誘導標識システム」及び JIS Z 8210「案内用図記号」を基本とし、標識の寸法、文字、色彩、ピクトグラム、矢印、施設名称、避難場所の種別、対応災害種別その他必要な表示事項を整理し、視認性及び判読性に配慮するものとする。
レイアウトの作成対象は、150 枚程度とする。
作成したレイアウトは、委託者の確認を受け、その指示に基づき必要な修正を行うものとする。

（４）避難場所標識の共通構造設計

各避難場所に設置する避難場所標識について、標識板、支柱及び取付部材等の共通構造を設定し、構造計算、設計図の作成、数量計算、照査及び工事費の算出に必要な資料の作成を行う。

標識の表示内容は設置箇所ごとに異なるものとするが、標識板、支柱及び取付部材等は、原則として共通仕様により設計するものとする。

共通構造の設計は、原則として１形式とする。

なお、設置条件等により共通仕様を適用することが困難な箇所が確認された場合は、委託者に報告し、その取扱いについて協議するものとする。

（５）基礎検討

前号で設定した避難場所標識の共通構造について、標識の形状、風荷重、設置条件等を踏まえ、支柱基礎の構造及び寸法を検討する。

基礎検討は、軟弱な地盤及び良好な地盤を想定した 2 条件程度とし、それぞれの適用条件を整理するものとする。

なお、本業務には地質調査を含まない。現地条件により、共通構造の適用が困難である場合又は追加調査が必要と判断される場合は、委託者に報告し、対応を協議するものとする。

（６）撤去設計

撤去対象となる既設標識について、標識の構造、設置方法、撤去範囲及び復旧方法に応じて撤去方法を分類し、各分類に対応した標準的な撤去設計を行うものとする。撤去設計に当たっては、標識板、支柱、取付部材を基本とし、撤去図面、数量計算書及び撤去費の算出に必要な資料を作成するものとする。基礎については管理者との協議の上、方針を決定する。

また、撤去対象となる各既設標識について、適用する撤去パターンを整理するものとする。　撤去設計は、10 パターン程度とする。

なお、既設標識の構造等により、設定した撤去パターンを適用することが困難な場合は、委託者に報告し、その取扱いについて協議するものとする。

（７）関係機関との打合せ協議

道路管理者、施設管理者その他関係機関との事前協議に必要な資料を作成し、委託者が行う協議を支援する。

関係機関との打合せ協議は、2 回程度とする。

なお、道路占用許可その他の申請に係る書類の作成、提出及び許可取得手続については、本業務に含まないものとし、標識設置工事において実施するものとする。ただし、受託者は、標識設置工事に必要となる申請等の種類、対象箇所及び必要な作業内容を整理し、当該申請業務に必要な費用を工事費の積算に反映するものとする。

（８）工事発注図書の作成

標識の製作及び設置、支柱及び基礎の施工、既設標識の撤去及び復旧、関係機関への申請に係る書類の作成及び手続その他工事段階で必要となる作業について数量及び内容を整理し、委託者が指定する基準、単価及び様式により、工事発注に必要な工事費を算出するものとする。

また、設計成果及び関係機関との協議結果を踏まえ、避難場所標識の設置及び既設標識の撤去工事に必要な図面・数量を作成するものとする。

（９）打合せ

業務の打合せは、業務着手時、中間時及び成果品納入時に実施し、計 4 回程度とする。受託者は、打合せごとに記録簿を作成し、委託者の確認を受けるものとする。

６．成果品

業務完了後、業務報告書、設計計算書、設計図面、数量計算書、工事費算出資料、標識レイアウトデータ、現地写真、協議資料その他本業務において作成した資料を成果品として提出すること。

成果品は、紙媒体及び電子データで提出するものとし、提出部数及びデータ形式については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

電子データは、PDF 形式に加え、委託者が編集可能な形式のデータを併せて提出すること。

７．その他

（１）受託者は、本業務で知り得た情報について、委託者の承諾なく第三者に公表し、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

（２）本仕様書に記載する数量は、現時点における想定数量である。貸与資料の確認又は現地確認の結果、設計対象若しくは数量を変更する必要が生じた場合は、委託者と受託者が協議するものとする。

（３）本業務により新たに作成された成果品に係る著作権は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含め、委託者に帰属するものとする。

（４）受託者は、委託者及び委託者が指定する第三者に対し、本業務により新たに作成された成果品に係る著作者人格権を行使しないものとする。

（５）本業務の実施に当たり疑義が生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。